

静岡県教育委員会告示第17号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和3年6月29日

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|----------|----------------------------|-----|----------|-----------------|-----|
| 別表第2 (略) | | | 別表第2 (略) | | |
| 職員の区分 | | 報酬額 | 職員の区分 | | 報酬額 |
| 外国語指導講師 | (略) | (略) | 外国語指導講師 | (略) | (略) |
| | 来日4年目、 <u>5</u> 年目及び6年目 | | | 来日4年目 <u>以上</u> | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。